



宮 崎 県 公 報

平成28年12月26日 (月曜日) 第 2857 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	頁
○道路の供用の開始…………… (“) 1	
○公の施設の指定管理者の指定…………… (港湾課) 1	

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 1	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 2	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 2	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更…………… (水産政策課) 3	

告 示

宮崎県告示第 851号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月26日から平成29年 1 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 市木字吹切 78番28から 同市同大字 同字78番27 まで	旧	7.3~ 17.3	53.0
				新	8.9~ 19.3	53.0

宮崎県告示第 852号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月26日から平成29年 1 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 市木字吹切 78番28から 同市同大字 同字78番27 まで	平成28年12月27日

宮崎県告示第 853号

宮崎県港湾管理条例 (昭和38年宮崎県条例第18号) 第17条の 4 第 3 項、公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第 7 号) 第10条の 2 第 3 項及び都市公園条例 (昭和39年宮崎県条例第24号) 第15条の 3 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎港マリーナ施設
宮崎県サンビーチーツ葉
県立阿波岐原森林公園
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
一般財団法人みやざき公園協会
理事長 吉 田 晋 弥
宮崎県宮崎市鶴島 2 丁目10番25号
フェニックスリゾート株式会社
代表取締役社長 松 永 裕 文
宮崎県宮崎市大字塩路字浜山3083番地
- 指定の期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

宮崎県告示第 854号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 28- 1	西都農業 協同組合 代表理事 組合長平 島善範	西都市大字右松字 嶋畑 314番 4	6.03	64.02	平成28 年12月 7 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、堤土地改良区（小林市）の役員の就退任について次のとおり届出があった。

平成28年12月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	谷 口 啓 郎	小林市堤3170番地 4

（任期：平成29年11月20日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	小 川 敏 夫	小林市堤3417番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の役員の就退任について次のとおり届出があった。

平成28年12月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 島 利 春	小林市東方3934番地
理 事	坂 下 勇	小林市細野4874番地 2

（任期：平成30年 3 月28日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	寺 師 友 二	小林市北西方5350番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、曾木土地改良区（延岡市）の役員の就退任について次のとおり届出があった。

平成28年12月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	柴 田 英 雄	延岡市北方町曾木子1200番地

理 事	中 田 和 人	延岡市北方町曾木子2490番地
理 事	河 野 清 則	延岡市野田 2 丁目 7 番地14 - D
理 事	井 上 敏 彦	延岡市北方町南久保山子4612番地
理 事	吉 田 幸 敏	延岡市北方町曾木子1783番地
理 事	千 坂 恒 利	延岡市北方町曾木子 348番地
監 事	伊 東 敏 明	延岡市北方町曾木子1046番地
監 事	佐 藤 世 紀	延岡市西階町 2 番地4782 - 3
監 事	柳 田 盛 一	延岡市北方町曾木子 2 番地15

（任期：平成30年 5 月 9 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	柴 田 英 雄	延岡市北方町曾木子1200番地
理 事	甲 斐 日出男	延岡市北方町うそ越子2695番地 9
理 事	甲 斐 裕 二	延岡市北方町北久保山子3953番地 2
理 事	井 上 敏 彦	延岡市北方町南久保山子4612番地
理 事	甲 斐 公 敏	延岡市北方町曾木子2392番地
理 事	千 坂 恒 利	延岡市北方町曾木子 348番地
監 事	甲 斐 毅	延岡市北方町曾木子2493番地
監 事	柳 田 盛 一	延岡市北方町曾木子 2 番地15
監 事	甲 斐 淳 一	延岡市北方町南久保山子4190番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、沖水川筋土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成28年12月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	池 江 勉	都城市金田町1901番地 2

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

平成 28 年 12 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第 15 位、生産額で全国第 14 位（平成 26 年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
 - (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
 - (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
 - (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
 - (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
 - (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第 3 条第 1 項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
 - (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
 - (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
 - (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第 13 条第 2 項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
 - (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
- 第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量			平成 28 年	平成 29 年
	まさば及びごまさば		23,000 トン	
	まいわし		若干	若干
	まあじ		若干	若干

(注) 「平成 28 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月までである。「平成 29 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月までである。なお、「平成 29 年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		平成 28 年	平成 29 年
第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	22,521 トン	
	まいわし	若干	若干
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成 28 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月までである。「平成 29 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月までである。なお、「平成 29 年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成 8 年宮崎県規則第 53 号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし